



◎市町村の區域變更と道路管理者の地位

其他

問 (一) 市町村の廢置分合ありたる場合に於て、新に其の區域の屬したる市町村長は町村道の路線の認定者又は管理者たる地位を市町村制施行令第三條に依り承繼するものなりや。

(二) 逓信省電柱等道路敷内に建設を要する場合之に伴ふ道路工事の費用は道路法第三十七條に依り國に負擔せしむべきものと認められるも、斯くては少額工事に付ても一々法第五十二條に依り監督官廳の認可を要し實際上不便なり、果して第三十七條に依るべきものなりや。

(三) 省線停車場の擴張により府縣道の改築を要する場

本欄は眞摯の心構を以て路政に關する研究に資せんとする爲めに設けたる次第に付概念の遊戲に墮するが如きものは差控へ可成實際上の處理に關する疑義の質義に利用せられんことを望む

合の費用負擔は法第三十六條に依るべきものなりや第三十七條に依るべきものなりや。

(四) 道路の區域が行政区劃の境界に依る場合に關し後に掲ぐる通り土木局長より山形縣知事宛回答の事例有るも、次の理由に依り斯る場合は必ずしも法第十五條及第十八條に依るの必要なく一方の認定者たる行政廳に於て管理し差支なきかとも思料さる、如何。

イ、路線の認定は行政廳に於て必要と認めたる場合に認定す、一方の行政廳にて必要を認めざる場合は認定せざるとも可たるべし

ロ、道路の管理は路線の認定者を以て管理者とす、即ち國の營造物たる道路の管理は路線の認定者に委任せらるゝ故に市町村長が認定者なる場合其の管理權の範圍

を必ずしも行政區劃に限定する必要なかるべし。

ハ、法第十八條に依り管理すべきものとする理論を徹底せしむるときは、路線の觀念には區域の觀念を含むものとなる。即ち市町村の境界に係る道路と雖も市町村内の路線にして唯道路の區域が他市町村外に在るに過ぎず、若し他の市町村の區域に亘る道路の區域は該路線に非すとすれば一つの路線が觀念上二分せらるゝこととなり區域の觀念が含まれ不合理ならずや。

ニ、法は市町村内の路線に付認定すとありて道路の區域が市町村外に亘るを禁ぜず。

行政區劃ノ境界ニ係ル道路ニ關スル件

(大正九年十二月二十四日乙第三
四號山形縣知事宛土木局長回答)

十一月二十四日收土第一八五六號照會標記ノ件左記ノ通り御承知成相度

記

一、照會ノ如キ場合ニ於テハ他ノ行政廳ヲシテ新ニ路線ノ認定ヲ爲サシメ法第十八條ノ規定ニ依リ管理スルヲ

至當トス

二、法第十五條ノ規定ハ本件ノ如キ場合ニ於テ適用スルハ不可然義ト認ム

山形縣知事伺

(大正九年十一月二十四日
收土第一八五六號)

行政區劃ノ境界ニ沿ヒタル道路ヲ擴築スル爲線路ノ半側ガ他ノ行政區劃内ニ亘ル場合ニ於テハ他ノ行政廳ニ於テ新ニ路線認定ノ手續ヲ爲シ其ノ管理ハ法第十八條ニ依ルヘキ義ナリヤ或ハ道路管理者ガ市町村長ナル場合ハ法第十五條ニ基キ他市町村長ノ意見ヲ求メ之ヲ執行シ若シ其ノ路線ガ郡道以上ナル場合ハ絕對ニ他ノ區域ニ亘ルヲ許サ、ル義ナリヤ差當リ事件有之候ニ付何分ノ御答報相煩度及照會候也

(以上笠原)

答 (一) 道路管理者は國の機關たる行政廳であるから市町村の事務引繼に關する規定たる市町村施行令第三條の適用はない。斯る場合新に其の區域の屬したる市町村長は新に路線の認定を爲すを以て純理とする。然しながら行政の實際に於ては市町村の區域に變更があつても、行政廳其

のものは性質上變更を來してゐないから新に其の區域の屬した市町村長は、従前の市町村長の認定管理した道路を其のまゝ引續き管理するものとしてゐる様である。従つて町村が市に吸収併合された場合には町村道は其のまゝ當然市道となつたものとして管理されてゐる。

(二) 國の爲す工事又は行爲の爲必要を生じたる道路に關する工事の費用を原因者に負擔させるのであれば金額の多少に拘はらず法第三十七條に依るべきであり且監督管廳の認可を受けることを要する。尤も茲に道路に關す工事とは、他の工事又は行爲の爲必要を生じたものであると共に道路の新設、改築及修繕(法第五條)でなければならぬ。されば電柱建設の爲道路の法敷を掘鑿し又は埋戻す等の工事は所謂道路に關する工事ではなし、電柱建設工事自體であるから其の費用は電柱建設費として當然建設者の負擔に屬し道路管理者が負擔命令を發し得べき筋合のものではない。

(三) 通常の場合に於ては法第三十七條に該當すると思

はれるが、特に鐵道當局が法第二十四條に依り道路の改築には道路管理者の承認を受けてゐる場合であれば其の費用は法第三十六條に依つて當然鐵道當局の負擔となる。

(四) 道路管理者は前にも述べた通り國の行政廳である。行政廳は原則として其の管轄區域内に於てのみ其の權限を行使し得るものである。従つて市町村長が道路管理者である場合其の道路管理權の及ぶ範圍は原則として其の管轄區域たる行政區劃に限定せられるのは止むを得ない。此の原則を變更するが爲には法の特別規定を必要とする。道路法第十五條の如きは行政廳たる市町村長が其の管轄區域を越え得る特別規定の適例である。本問の場合には斯る特別規定がないから行政區劃を越えた部分は其の市町村長の道路管理權の及ぶ範圍たる所謂道路の區域でないことになる。斯の如きは事實上極めて不都合である。そこでお示しの如き土木局長回答となつたものと思はれる。道路の改正の際は相當考慮せられる事柄であらうけれども、現在に於ては右土木局長回答に従つて措置せられたい。(J・T生)